

## 企業再編とライセンス契約

ライセンス委員会  
第3小委員会\*

**抄 録** 近年、産業界においては企業の再編が頻繁に行われている。平成12年の商法改正により導入された会社分割制度により以前に比べて簡便に企業再編を行うことができるようになり、また、平成17年に会社法が成立するに至り、会社の組織再編の機動性は高まっている。一方、ライセンス契約については締結後の企業再編により当事者に不都合が生じる場合がある。本稿においては、会社分割制度を中心に企業再編手法の概要及びライセンス契約との関係を述べ、合併・会社分割によりライセンス契約が包括承継される場合等において問題となる事例パターンを紹介し、ライセンス契約実務に役立てることを目的とする。

### 目 次

1. はじめに
2. 企業再編手法（会社分割制度を中心に）
  2. 1 企業再編手法の概要
  2. 2 会社分割の趣旨・メリット
3. ライセンス契約との関係
  3. 1 ライセンス契約は包括承継されるか
  3. 2 承継される契約の範囲
  3. 3 特許法第94条等との関係
  3. 4 関係会社条項の影響
4. 問題となる事例パターン紹介
  4. 1 代表的な事例
  4. 2 その他の事例
  4. 3 ライセンス契約以外の事例
5. おわりに

### 1. はじめに

近年、産業界において企業の再編が頻繁に行われている。平成12年より前は、主に合併や事業譲渡等（会社法第468条。旧商法第245条の営業譲渡に相当する。本稿では以下「事業譲渡」という。）により企業再編が行われてきた。事業譲渡においては、契約上の地位の譲渡の際に

相手方の承諾が個別に必要である等、利用しづらい面が見受けられた。このような状況の中、簡便な企業再編実現のツールとして平成12年5月24日成立の商法改正により会社分割の制度が導入された。この会社分割制度においては、契約上の地位の譲渡に際し相手方の個別の承諾を必要としない包括承継が認められた。そのため、会社分割は事業譲渡よりも利用しやすい面のある制度となった。更に、商法第2編「会社」及び関係法令を統合した「会社法」が平成17年6月29日に成立し、合併等対価の柔軟化<sup>1)</sup>等、より機動的な組織再編を可能とする見直しも行われ、この制度を利用した企業再編が頻発するものと考えられる。また、近年、株式取得による企業買収も活発化している。

そのような状況の中、合併や会社分割等により企業再編がされる場合、企業間で締結されたライセンス契約に関して考えてみると、契約締結時には想定していなかった、契約当事者にとって不都合な事態が起こることが考えられる。

\* 2005年度 The Third Subcommittee, License Committee

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

そこで、本稿においては、会社分割制度を中心に企業再編手法の概要、更にライセンス契約との関係について述べ、問題となる事例パターンを紹介することとする。

本検討は、2004年度及び2005年度ライセンス委員会第3小委員会メンバーによって行われ、2005年度のメンバーにより本稿としてまとめられた。

## 2. 企業再編手法（会社分割制度を中心に）

### 2.1 企業再編手法の概要

企業再編の手法には様々なものがあるが<sup>2)</sup>、本稿では、会社分割、合併、事業譲渡及び株式取得の4つを取り上げる。各手法の概念と、その手法による再編前にもとの会社にて締結されていた契約に基づく権利義務及び契約上の地位（以下、単に「既存契約」という。）の移転については、次の通りである。

#### (1) 会社分割

会社の事業の全部又は一部を新たに設立する会社又は既存の会社に包括的に承継させることをいい、大きく分けて新設分割と吸収分割の2通りがある。

新設分割とは、会社（分割会社）の事業を新たに設立する会社（設立会社）に承継させることをいう（図1。会社法第762条）。

吸収分割とは、会社（分割会社）の事業を既存の他の会社（承継会社）に承継させることをいう（図2。会社法第757条）。

なお、図1では分割会社は1社のみであるが、これが複数存在することもある（図3。共同新設分割）。また、吸収分割においても分割会社が複数存在することがある（図4。共同吸収分割）。

既存契約は、分割計画書（吸収分割の場合に

は分割契約書）に記載されたものに限り、設立会社（吸収分割の場合は承継会社）に包括承継される（会社法第764条、第759条）。

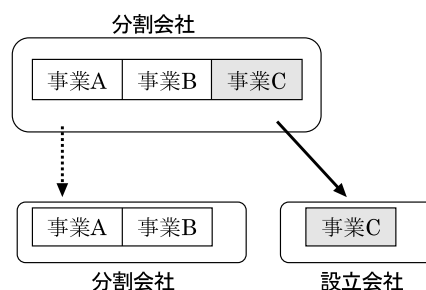


図1 新設分割

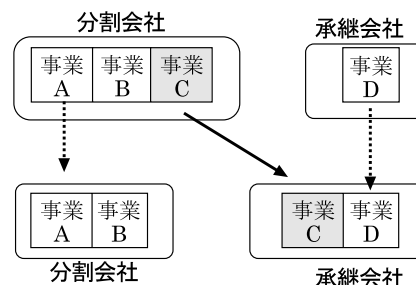


図2 吸収分割

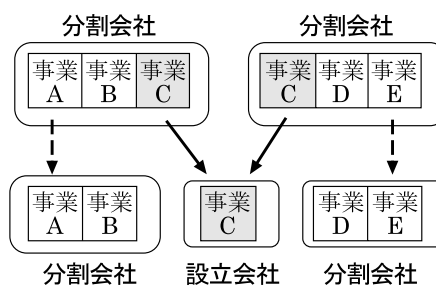


図3 共同新設分割

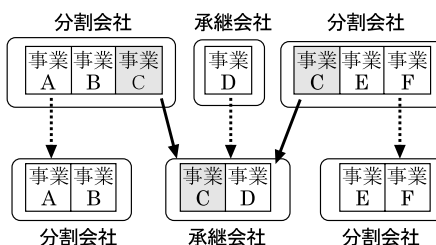


図4 共同吸収分割

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

## (2) 合併

二つ以上の会社が合同して一つの会社になることをいう。一方の会社が存続し、他方の会社は存続会社に吸収されて消滅する「吸収合併」と、当事者の会社がすべて消滅し、新設する会社に吸収される「新設合併」がある。

既存契約は、存続会社に包括承継される（会社法750条、754条他）。

## (3) 事業譲渡

会社の事業の全部又は一部を第三者に対して譲渡することをいう。組織法上の行為ではなく、取引行為の一種であり、当事者間で特定された権利義務が移転するのみであるので、偶発債務を引き受けないようにすることができる等のメリットがある。

既存契約の移転には、契約相手方の承諾が必要である。

## (4) 株式取得

株式購入や株式交換等により株式を取得することにより、その会社の経営に対して一定の支配権を持つに至ることをいう。

既存契約は移転せず、株式取得する会社は、原則として株主たる責任を負うのみである。

## 2.2 会社分割の趣旨・メリット

会社分割制度が導入された主たる動機は、経営効率化のための事業の一部の子会社化（グループ内再編）やグループ外への切り離しを容易にするため<sup>3)</sup>といわれる。

例えば、グループ内再編は新設分割で行うことができる。この制度がない時代には、新会社を設立し、そこへ当該事業を現物出資することでも同じ目的を達成できた。しかし、資本充実の原則から、現物出資には裁判所選任の検査役の調査が必要であり煩雑であった。

また、グループ外に切り離すことは吸収分割

で行うことができる。この制度のない時代には、グループ外企業への事業譲渡でこれを行うことができた。しかし、債務・契約上の地位の移転には債権者・契約相手の個別の同意が必要である等煩雑であった。

そこで会社分割は、合併に類似する組織法上の行為として構成することにより、それらの手続を不要とし、簡便な事業再編実現のツールとして位置づけられているのである。

なお、同様の会社分割制度は、外国の会社法でも採用されている（ドイツ：Spaltung，フランス：scission）。

この会社分割の大きなメリットのひとつは、分割計画書又は分割契約書の記載に従って、個別の移転行為を必要としない包括承継という形で、分割会社の権利義務を承継し得ることである。即ち、契約上の地位も、契約相手の同意なしに承継されることとなる。

## 3. ライセンス契約との関係

### 3.1 ライセンス契約は包括承継されるか

ここで、ライセンス契約も包括承継されるのかということについて、以下のような疑問が生じるかも知れない。

- ・一回限りの売買ならともかく、ライセンスは包括承継に馴染まないのではないか？
- ・合併や会社分割の場合でも包括承継されない旨の特約がある場合なら、包括承継しないのではないか？

この点、まず包括承継については、ライセンス契約を別異に解すべき明文の根拠はなく、むしろ実施権については「相続その他の一般承継の場合」に移転する旨の規定もある（特許法第94条、第77条3項等）。

従って、ライセンス契約も包括承継されるといわざるを得ない。

それでは、特約ある場合はどうか。まず「合

## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

併・会社分割があれば契約解除のほか損害賠償請求できる」旨の特約がある場合には、かかる特約付きで契約は承継され、承継先でそれぞれの行使が認められると考えられる。次に「合併・会社分割を禁止する」旨の特約がある場合には、合併・会社分割の効果として、契約上の地位は移転するが、かかる特約の違反であるとして契約解除・損害賠償請求の事由に該当する余地はあるものと考えられる<sup>4)</sup>。また、明示の特約がないとしても、継続的法律関係の基礎には当事者の信頼関係が存在していることから相手方が解約権を黙示的に留保していると考えべき場合があるとの見解があり<sup>5)</sup>、ライセンス契約についても具体的事情によっては同様に解する余地がある。

なお、米国においては、包括承継によるライセンスの地位は移転するとしたもの (Lana & Bodley Co. v. Locke)、包括承継でも特約があれば移転しないとしたもの (PPG Industries, Inc. v. Guardian Industries Corp) の両方の裁判例がある。

次に、国際ライセンス契約で、日本のライセンスに会社分割が生じた場合に、ライセンスの地位の移転は、日本法又は契約準拠法のいずれによって処理されるのか。後者の場合、当該準拠法に包括承継の考え方がなければ個別の同意が必要と解されかねず、問題となる。

これについては、「まず日本法で処理され、次に契約準拠法で検討される」と考えられる。事業譲渡で契約上の地位が譲渡されるかという問題であれば純粋に契約準拠法が適用されるだろうが、会社分割による承継は、契約関係が移るといふより、むしろ組織変更により契約当事者が変わるというべきものであり、法人の従属法、つまり日本法人であれば日本法に拠るべきであると考えからである。そして、日本法に基づき契約上の地位が承継された後に、契約上の特約がどのような効果（解除権や損害賠償請求権

の発生）を生むのかは契約準拠法によって定められる。

なお、ライセンスである日本企業が会社分割した場合、日本法で契約上の地位が承継されることについてライセンスである外国企業の理解を得ることが難しいということもあろうが、きちんと説明を行う必要がある。

### 3. 2 承継される契約の範囲

合併の場合は、権利義務の被承継人は消滅し、すべての契約が包括承継される。

しかし、会社分割においては、上述の通り、分割計画書又は分割契約書に記載された権利義務が承継されるに過ぎず、もとの会社（分割会社）は基本的に存続する。

従って、会社分割を行う際に、汎用性のある技術についてライセンスを受けていた場合においては、承継会社のみならず分割会社においても依然として当該技術の実施を継続しなければならない、当該ライセンス契約を承継の対象とすることができないといったことが起こり得る。これについては、ケースバイケースで判断・対応せざるを得ないだろう。

### 3. 3 特許法第94条等との関係

合併や会社分割では、相手方の同意なく契約上の地位が包括承継される。それでは、事業譲渡の場合に、相手方の同意なく実施権が移転することはないのか。

この点、特許法第94条（通常実施権の移転等）には、「通常実施権は、(略)、実施の事業とともにする場合、(略)、移転することができる。」との規定がある（同様の規定として、第77条第3項等）。これについては、国民経済上の観点から認められたものとされ<sup>6)</sup>、公益保護のための強行規定と解する説<sup>7)</sup>と、任意規定と解する説<sup>8)</sup>があるが、少なくとも、契約上、譲渡禁止の定めがなければ、本条を根拠として実施権が



※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

移転すると主張することは可能であろう。

従って、契約上の地位が包括承継される会社分割及び合併のみならず、事業譲渡の場合においても、特別法たる上記特許法の定めを根拠に、実施権が移転していると解し得る場合があると考えられる。

### 3. 4 関係会社条項の影響

株式取得の場合、上述の通り、既存契約は移転しない。

しかし、ライセンス契約には、子会社・親会社等の関係会社の権利義務を定める条項を置くことがある。例えば、関係会社を含め特許発明を実施できる、グラントバック義務を負う等である。そして、この関係会社を、契約締結日現在のものに限定していない場合や、積極的に将来の関係会社も含むとしていた場合には、契約締結後の株式取得により「関係会社」になった企業に特許発明を実施されたり、あるいは子会社化した会社の既存契約に規定された義務を負ってしまうこともあり得る。

つまり、株式取得の場合であっても、関係会社の権利義務を定める条項の内容により、契約上の地位が移転したときと同様の影響を受けることがあり得るのである。

なお、その他の会社再編手法の場合でも、関係会社条項の影響は、検討すべきであろう。

## 4. 問題となる事例パターン紹介

一般にライセンス契約を締結するに際しては、相手方の資力、技術力、企業規模、保有特許、事業分野等を慎重に見極めたうえで契約内容を決するものである。

しかし、その相手方において企業再編が行われた場合には、これらの事項に不連続かつ重大な変化が生じるにもかかわらず、上述の通り、かかる契約が再編後の企業に承継されることがあり得る。

このように、ライセンス契約の締結後に合併・会社分割等が行われた場合において、契約当事者に不都合が生じる事例について代表的なものとその他いくつかのパターンに分けたものを紹介する。

### 4. 1 代表的な事例

(1) 競合会社にライセンスが移転する事例。具体例を図5に示す。本来であれば、競合会社にはライセンスしないという方針であったにもかかわらず、ライセンシーが競合会社と合併や吸収分割を行う場合である。結果として競合会社にライセンスしたこととなり問題となる。

当該競合会社への差止請求や当該競合会社の特許とのクロスライセンスを検討していたとすれば、過去分の損害賠償は別として、攻める武器あるいは交渉のカードを失うことになる。また、ライセンス対象が重要なノウハウであるときは、より深刻な問題になることもあり得よう。

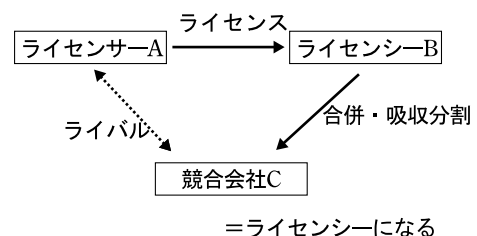


図5 競合会社にライセンス移転

(2) 低廉ライセンスが大規模会社に移る事例。具体例を図6に示す。小規模の会社故低額な一括金（又は固定金分割払い）のみでライセンスしていたところ、合併、吸収分割によりラ

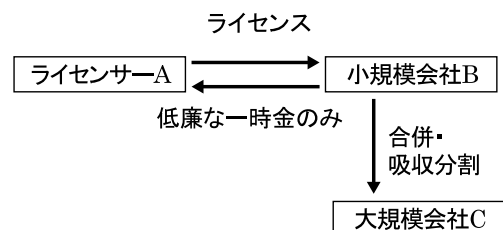


図6 低廉ライセンスが大規模会社に移転

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

イセンシーの事業規模が拡大する場合である。規模が大きいのであれば低額な一括金のみでライセンスすることはなかったはずである。ライセンスの拡大した事業規模に見合った対価条件につき交渉することの可否，方法論等が問題となる。

(3) 異条件ライセンスが同一主体に帰す事例。具体例を図7に示す。ライセンサーが異なる条件（実施料率等）で2社以上にライセンスをしている場合に，そのライセンシー同士が合併，吸収分割を行い同一主体となった場合である。どちらの条件が適用されるのかが問題となる。これらの条件は，共同研究パートナーであった等の背景が影響して異なった設定になっていることもあり，また，最低実施料や漸減条件等との組合せ次第ではいずれを有利と判断するか困難な場合もあるだろう。

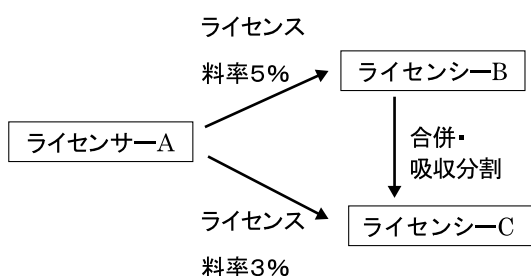


図7 異条件ライセンスが同一主体に

(4) クロスライセンスのバランスがくずれする事例。具体例を図8Aおよび図8Bに示す。クロスライセンスの一方が会社分割により事業を分割した場合（図8A），クロスライセンス先同士が合併した場合（図8B），である。

図8Aで，会社分割にともない，クロスライセンス契約がB社からC社に承継され，クロスライセンス対象特許がすべてB社からC社に移転する場合には問題は生じない。しかし，他の事業にも使用する等の理由でクロスライセンス対象であった特許の一部がB社に残る場合，当該クロスライセンス契約に基づきA社がC社に対し許諾する特許は承継前と変わらないが，C社

がA社に対し許諾する特許はB社に残っている特許の分だけ減少するという事態がおき，クロスライセンスのバランスが崩れるという問題が生ずる。更に，A社は新たにB社からのライセンスが必要となる場合や，B社は前述の3. 2の問題も考慮する必要があるので注意を要する。そういう事態を想定した契約をA社はB社との間で締結しておくべきである。一方，図8Bのようなケースでは，ライセンス対象となっている特許，製品等が異なるときに4. 1(5)の問題も想定されるので参照されたい。クロスライセンスは，相互の事業規模，特許ポジション等のバランスを考慮し，一方にバランスが傾く場合に対価支払（受取）によりそのバランス不均衡を調整して契約するものと考えられるが，会社分割，合併により契約時のバランスが崩れると，

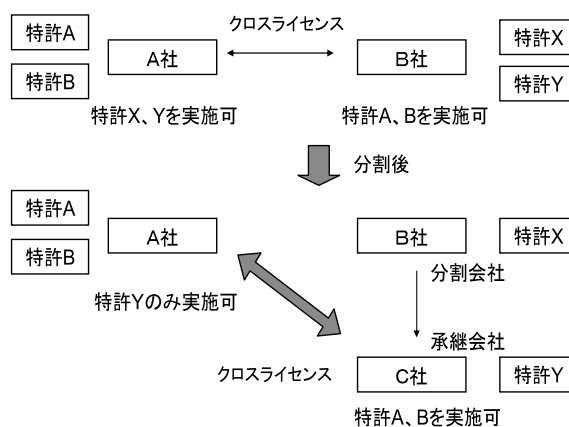


図8A クロスライセンスのバランス

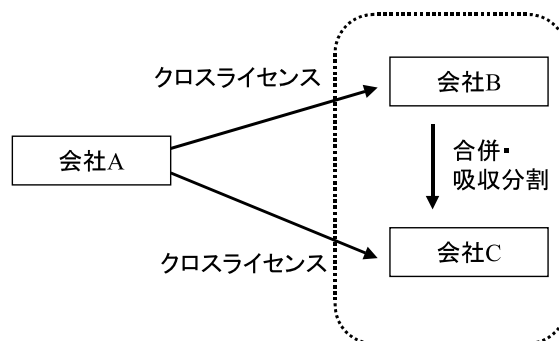


図8B クロスライセンスのバランス

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

その過不足を補うための新しい条件設定の要否検討及び交渉等が問題となる。

(5) 異なる特許の組み合わせでライセンスしているライセンシー同士が合併する事例。具体例を図9に示す。いくつかある特許を組み合わせる一つの製品になるような場合に、別々の組み合わせでライセンスをしている場合である。例えば、ライセンサーが特許X, Y, Zを所有しており、一方のライセンシーAには特許X, Y, もう一方のライセンシーBにはX, Zの組み合わせで同じような製品についてライセンスをしている場合を想定する。このライセンシーA及びB同士が合併して新ライセンシーCとなった場合に、ライセンサーが留保しているはずのX, Y, Zの組み合わせを新ライセンシーCは実施できるのか否かという問題が生じる。ライセンシー側は、当初の契約においてライセンスの対象製品が特定されていなければ新たにX, Y, Z, 更にはY, Zの組み合わせをも実施できると主張するであろう。また、ライセンサー側は、X, Y, Zの組み合わせでは料率を決めていないこと等からライセンスはしないことを主張するであろう。この事例では、特許X, Y, Zの個別の料率設定, 新たな組み合わせである特許X, Y, Zの価値設定, また、ライセンス対象製品の設定等を軸に当事者間で調整を図ることが課題となる。

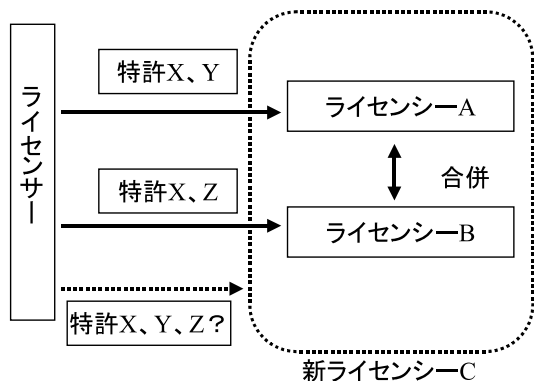


図9 異なる特許の組み合わせでライセンス

## 4.2 その他の事例

4.1に記載の事例の他、考えられる事例をどの立場の当事者の地位が移転するかという視点で分類したものを示す。

### (1) ライセンサーの地位が移転

契約相手方であるライセンシー側にとっては、自己あるいはサブライセンシーの実施が確保されているのであればとりあえずの問題はないと考えられるが、強いて考えるに以下のような点が挙げられる。

- ・ライセンサーがサブライセンシーと合併した場合、サブライセンシー料の取り扱いについて問題となる。この場合、ライセンサーが実施権を留保しているか否かがひとつの判断基準となる。
- ・ライセンサーが会社分割したことにより、ライセンス対象技術を構成する複数の特許の一部が設立会社または承継会社に帰属したためライセンサーが複数となった場合、複数のライセンサー間のロイヤリティ収入の分配等の調整が問題となる。
- ・フィールドライセンスのライセンサーが吸収合併された場合、合併後のライセンサーが保有する該当技術分野における特許がすべて包括的にライセンスされてしまう（許諾特許の範囲が拡大される）のかが問題となる。
- ・サブライセンシーを有するライセンシーが合併した場合、ライセンシーが合併により契約解除された場合、サブライセンシーの権利についてどうなるのかが問題となる。具体例を図10に示す。A社がB社に対して契約1に基づきサブライセンス権付きのライセンスを許諾している一方で、B社がC社に対して契約2に基づきサブライセンスを許諾している場合において、B社が

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

D社に吸収合併され、D社が存続会社となる場合である。

この場合において、契約1の内容に合併時における解除条項がありA社が契約1を解除すると、D社はC社にサブライセンスする権限がなくなるため、C社はサブライセンスされた権利がなくなり、事業に影響をきたすおそれがある。

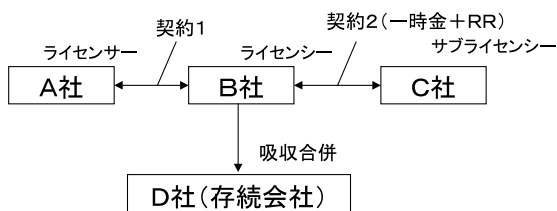


図10 ライセンシーの合併により解約

- ・ ライセンサーが、ライセンシーの競合会社と合併した場合、ライセンシー側としては、ライセンシーからライセンサーに報告される許諾製品の販売先、販売価格等の営業上の機密が競合に知られることが問題となる。

## (2) ライセンシーの地位が移転

ライセンサーにとってライセンシーの地位が移転されるということは多くの不都合が生じる可能性があり、具体的には以下のような問題が挙げられる。

- ・ ライセンサーが事業を行っている分野においてライセンスを行う場合、ライセンシーとの競合を避けるためには、ライセンスする技術の範囲を限定することが行われる。この場合に、類似技術を許諾したライセンシー同士が合併した場合、ライセンサーにとってより広い範囲のライセンスを行うことになり、ライセンシーの競争力が強化されることが問題となる。例えば、ライセンサーが保有する技術aと技術bは異なるが類似する技術であり、ライセンサーはA社に対して技術aを、B社に対して技術bを

ライセンスしている場合において、A社とB社が合併してAB社が設立された場合を想定する。この場合、ライセンサーにとって、より広い範囲のライセンスをAB社に許諾することになるが、このことにより、ライセンサーは、技術a又は技術b単独ではなし得ない技術についても合併後のライセンサーAB社に許諾することになり、ライセンサーAB社の競争力が高くなるという問題が生ずる。

- ・ 一方、ノウハウライセンスの場合、ライセンサーAB社にとっては、事業化に際して類似する技術a又は技術bのどちらか一方のみで十分にもかかわらず、一方の技術を使用していないことを立証することが困難なときには、ライセンス料を余分に支払う結果となるとも考えられる。この場合、そのライセンスの条件をどうするかが問題となる。
- ・ 競合品製造禁止義務を課されたライセンシーが競合品を製造している会社と合併した場合、競合禁止義務を理由に契約を解約されることが問題となる。
- ・ グラントバック義務が課されたライセンシーが合併した場合、合併の相手先が改良技術を保有している場合、その技術もグラントバックの対象となるかが問題となる。例えば、ライセンシーB社が、ライセンサーA社との間で改良技術に関する特許をライセンサーA社に無償でグラントバックする義務を伴ったライセンス契約を締結している場合において、当該契約後、ライセンシーB社が、事業再編により上記改良技術に該当する特許を保有し、かつライセンサーA社の競合会社でもあるC社と合併した場合である。この場合、合併後のライセンシーC社が保有する改良技術がライセンサーA社にグラントバックされるか否かが問題



## ※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

となる。このケースでは、合併に伴いライセンサーC社がグラントバック義務を負うべき技術の範囲が拡大していることが想定されるため、ライセンサーC社としては、最悪のケースでも有償グラントバックを希望すると共に、可能ならばC社の改良技術に係る特許をテコに、クロスライセンスへの契約条件変更の交渉を行うことが望ましい。しかし、ライセンサーA社から現行の契約はそのまま維持されるとの主張を受けたときにライセンサーC社の主張が受け入れられるか否かが問題となる。

なお、類似技術についてそれぞれ別のライセンサーからライセンスを受けていたライセンサー同士が合併した場合、代替可能な場合には、一方のライセンサーとの契約を解約し、一本化を図ることができる。

### (3) 包括的クロスライセンスの相手方の地位が移転

対等な立場でクロスライセンスを行っていることが一般的なので、その一方当事者の地位が移転されると相手方にはより大きな影響が現れると考えられる。

- ・特に、一定の事業分野についてクロスライセンス契約を締結している相手が競合会社を買収された場合、競合会社へのライセンスを回避できるかについて問題となる。自社特許を競合会社へに実施されたくない場合、又は競合会社へ自社で実施したい特許がある場合、実施場所等を従前の範囲に限定して契約が維持されるように交渉する。或いは、友好的買収であった場合、競合会社の意向に沿って、条件維持・変更について交渉する等の検討が必要となる。

## 4. 3 ライセンス契約以外の事例

ライセンス契約以外の特許等の知的財産共有

契約においても、契約上の地位が移転した場合には、ライセンス契約と同様に不都合が生じることがある。例えば、部品サプライヤと最終製品メーカーとで特許を共有している場合等で問題が起こりうる。具体的には以下のような問題が挙げられる。

- ・部品特許の共有者である部品サプライヤからのみ購入する契約を締結している最終製品メーカーが、他のサプライヤと合併した場合、当該合併者による自己実施の可否について争いが生じるおそれがある。

## 5. おわりに

本稿に述べてきたとおり、企業再編は、会社分割の制度が導入され、また、会社法も成立したことから、今後も頻繁に行われるものと思われる。そして、企業再編の際には、例えば合併・会社分割であればライセンス契約が包括承継され、その結果として一方の契約当事者にとって不都合な事態が起こりうる。

それらの不都合に対応する有力な方法として、考えられるあらゆる不都合な事態（ライセンサーの規模の拡大、企業再編により結果として競争会社へのライセンスとなる、等）を想定し、それらに対応できるような解約条項を規定することが考えられる。もっとも、将来の企業再編の自由度を確保するため、立場によりせめぎ合いがあろう。また、あらかじめ事情変更の原則に準じた条項を設けておき、ライセンス契約の基礎となっていた事情に一方の当事者が予見できなかった変更が生じた場合で、当初のライセンス契約を維持することが信義に反し不当である場合には、ライセンス契約内容を変更・修正できるとしておくことも考えられる。

しかし、それらで全ての事態をカバーしようとするのは現実的ではない。どんなに色々な事態を想定しても、それをさらに越えた事項が出てくる可能性は否定できない。やはり、事前の

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

備えに加えて、そのような事態になった場合には契約締結時の両者のバランスが維持されるように交渉するという事後の誠実な対応こそが双方にとって現実的であろうと思われる。

本テーマに関する考察は以上のとおりであるが、他方で契約実務の現場に目を転ずれば、不都合な事態を避けるためには、考えられる事項については予め規定しておくということが重要になろう。この観点から、本稿において、特定の事例であってもそれらを知り、これを機に検討すべき点や留意すべき点に発展させていただくだけでも実務面では有用であると考え、事例をいくつか紹介した。本稿が、各社がライセンス契約を締結するにあたり、企業再編の場合の取り扱いを考える上で役に立てば幸いである。

#### 参考文献

- 1) 相澤哲，一問一答 新・会社法，p.218（2005），商事法務
- 2) 森信静治・川口義信・湊雄二，M & Aの戦略と法務（第2版），p.54（2005），日本経済新聞社
- 3) 江頭憲治郎，株式会社・有限会社法（第4版），p.749（2005），有斐閣
- 4) 松本伸也，会社分割マニュアル，p.17（2003），中央経済社
- 5) 石角完爾，会社合併実務の手引，p.372（1997），新日本法規出版
- 6) 中山信弘，注解特許法（上巻）（第三版），p.906（2000），青林書院
- 7) 光石士郎，特許法詳説（新版），p.272（1976），ぎょうせい
- 8) 野口良光・石田正泰，特許実施契約の実務（改訂増補版），p.228（2002），発明協会

（原稿受領日 2006年5月30日）

